

令和3年度 第5回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和3年8月10日(火) 午後3時30分			
場 所	琴浦町役場本庁舎2階 防災会議室			
出席委員 (13人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之
	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (10人)	北中 善隆	三嶋 邦彦	小前 茂雄	松本 芳己
	桑本 慎吾	幅田 高広	入江 敏朗	澤田 光秋
	河上 幸徳	石賀 昭則		
欠席推進委員 (2人)	遠藤 一夫	池山 晃広		
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 毎田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項				

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今より令和3年度 第5回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p>
全員	<p>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。</p>
議長	<p>(農業委員会憲章の唱和)</p>
事務局	<p>成立宣言を事務局にお願いします。</p>
	<p>ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和3年度 第5回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は遠藤委員、池山委員の2名です。以上です。</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名ですが、1番 久米委員、2番 潮委員にお願いします。</p>
	<p>それでは議事に入ります。議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1ページをご覧ください。議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p>
	<p>申請番号21番 農地の所在 大字中村 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,180㎡。申請地は外に3筆あり、4筆の合計面積は1,814㎡になります。譲渡人は破産管財人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p>
	<p>本案件は、譲渡人と譲受人双方の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定となっています。</p>
	<p>売買価格は4筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは約 [REDACTED] 円になります。</p>
	<p>以上の1件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p>
	<p>(質問等無し)</p>
	<p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p>
	<p>(挙手多数)</p>
	<p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
	<p>続きまして議案第20号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2ページをご覧ください。議案第20号 農用地利用集積計画について</p>
	<p>次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進</p>

法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。

申請番号401番 農地の所在 大字金屋[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積1,089㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は[REDACTED]円、始期は令和3年8月11日、終期は令和4年8月10日、期間は1年間で新規、内容は野菜となっています。

申請番号402番から10ページの申請番号426番までの、外14件についてはご覧のとおりです。

なお今回の賃貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、10ページの申請番号426番の1件となっています。

11ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。

申請番号415番 農地の所在 大字赤碕[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,339㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和3年8月11日、終期は令和8年8月10日、期間は5年間で新規、内容は水稻となっています。

申請番号416番から18ページの申請番号430番までの、外14件についてはご覧のとおりです。

なお今回の使用貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、17ページの申請番号427番から18ページの申請番号430番までの4件となっています。

19ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。

申請番号5番 農地の所在 大字保[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,824㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。利用目的は飼料、売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10aあたりでは約[REDACTED]円になります。移転時期、引渡時期はともに令和3年8月31日となっています。

申請番号6番 農地の所在 大字中尾[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,011㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。利用目的は野菜、売買価格は1筆全体で[REDACTED]0円、10aあたりでは約[REDACTED]円になります。移転時期、引渡時期はともに令和3年8月31日となっています。

以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

議長

	<p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>その他に移りたいと思います。8月3日に行われた農家相談日の報告を村上委員にお願いします。</p>
村上委員 議長	<p>(農家相談1件報告)</p> <p>次に先月の総会時に三浦委員より質問がありました、中間管理事業での貸借の配分先を議案に掲載することについて、回答を事務局にお願いします。</p>
事務局	<p>三浦委員から問い合わせのありました件を担い手育成機構に確認したところ、配分先を農用地利用集積計画の議案に掲載することは出来ないとのことでしたが、農用地利用配分計画(案)を単独の議案として扱うということであれば、農業委員会の意見を聴取することが出来るという法律が定められていることから、総会議案に配分先を掲載しても問題はないようです。</p> <p>よって、土地所有者から担い手育成機構への利用権設定の議案については従来通りとし、事務局が作成した農用地利用配分計画(案)を一つの議案として掲載しますので、そちらで配分先となる耕作者の氏名等を確認していただければと思います。</p> <p>ただし、あくまでも案の段階での公表となってしまうことから、貸借の開始時期などは未確定な状態で掲載することになりますので、それについてはご理解をいただきたいと思います。</p>
議長	<p>他市町村の農業委員会のほとんどが、事務局から説明のあった形で配分先を公表されているということのようですが、三浦委員はよろしいでしょうか。</p>
三浦委員 議長	<p>分かりました。</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和3年度第5回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>